

評議會除名に關して 飽迄臨時全國大會を要求す

—西尾主事の總同盟獨占—

全組合員諸君！奮起せよ！

三月二十七日の中央委員會に、關東同盟會より提出された關東地方評議會解散案は、當時既に我々が指摘して置いた通り、總同盟を獨占して專横を極めてゐる幹部派の陰謀であつた。即ち彼等は、評議會に對して斯く不法にして無理なる處斷を強制し、以て評議會を實質上死滅せしめんとする手段であつたのだ。宜べなるかな、此の解散案に關して、我々總同盟の刷新を希望する二十六組合（現在三十組合）及び評議會より其の再審議の爲めの全國大會開催の要求をして置いたにも係らず、幹部派は全然之を無視し蹂躪し、本月十六日突如主事西尾末廣君の名に據つて評議會除名の通告をして來たのである。

日本労働總同盟の現會則は、既に我等がその改正を迫りつゝある如く、實に多くの缺陷に満てるものであるが、此の不完全なる會則に於いてすら、除名は中央委員會に於いて出席者三分の二以上の賛成を得るに非ざれば斷行出來ない事を規定してある。然るに今度の除名處分は、此の會則を全然無視蹂躪したる、單なる一主事の專斷に依つてなされたのである。如何に彼等幹部派が、我々組合員の總同盟を我物顔に私有して、專横を極めてゐるかい判明するであらう。

此の除名事件が、假りに中央委員會に於いて決定したるものであるとしても、既に我々は現中央委員會の絶対多數を占むる幹部派に對しては、全然之を信認してゐないものである以上、彼等の決議と稱する獨斷は、一切之を承認出來ざるものである。況や、斯る重要な問題に關して、而も一主事の專横なる處斷に對しては、全然之を拒否するは云ふまでもない。

従つて、今回の評議會に關する一切の問題は、之を他の諸問題——幹部の不信任、中央委員選舉區の改正、大會第三日目の議案の再審議——と共に、あくまで臨時全國大會を開催して再審議をなすべき事を要求する。これ云ふまでもなく我々總同盟を、現在の如く少數幹部の專斷の毒手から救ひ出し、以て我々組合員の手に依つて總同盟の前途に對して光明を與へるものであると信ずるからである。

之に對して、彼等幹部派が如何なる態度に出づるかは不明である。けれど其從來の態度を改めずして復又不法なる手段に出づるならば、我々は相當の覺悟を以て事に處するであらう。敢て諸君に敬す次第である。

大正十四年四月二十三日

日本労働總同盟

革新同盟加盟三十團體